

社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会 非常勤職員募集要領

令和4年9月1日

次のとおり、社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会非常勤職員を募集します。

1 職種及び採用予定人数等

- (1) 職 種 介護支援専門員
- (2) 採用予定人数 1人
- (3) 勤務場所 尾張旭市保健福祉センター
- (4) 職 務 次の【業務概要】に記載のとおり

【業務概要】

ア 居宅介護計画及び介護予防計画（ケアプラン）の作成

利用申込者、来談者からの相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

イ 利用契約

利用申込者宅等へ訪問し、利用契約の手続きを行います。

ウ アセスメント及びサービス調整

利用者及びその家族と面談のうえ、利用者の身体状況等を把握し、必要なサービスを適切にコーディネートします。

エ 利用（提供票）票の発行及びモニタリング

毎月、利用票（提供票）を発行します。また、利用者の身体状況等の変化を把握し、サービスの利用状況についてモニタリングを行います。

オ サービス担当者会議等の開催

利用者及びその家族、サービス事業者並びに主治医等の参加のうえ、サービス担当者会議を行います。また、必要に応じ、関係者によるケアカンファレンスを行います。

カ 介護報酬請求

国保連合会への介護報酬請求事務を行います。

キ その他、指定居宅介護支援（介護予防支援）に必要な業務を行います。

2 受験資格

- (1) 介護支援専門員証を有するかた
- (2) 普通運転免許（AT限定可）を有するかた

3 試験の方法

書類審査及び口述試験を行います。口述試験の内容は、主として人物についての個別面接です。口述試験の所要時間は、20分程度です。

4 試験の日時及び場所等

- (1) 日 時 応募があり次第、随時、試験を行います。
※ 書類審査後、改めて申込者に通知します。
- (2) 試験場所 尾張旭市保健福祉センター（新居町明才切57番地）
- (3) 合格発表 口述試験終了後、1週間程度で可否を通知します。

5 受付期間及び申込方法

- (1) 受付期間は、令和4年9月1日から令和5年1月31日（必着）まで
※ ただし、採用でき次第、応募を締め切ります。

【裏面あり】

- (2) 本会所定の受験申込書及び履歴書に必要事項を記入し、資格証の写しと併せて社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会に直接、又は郵送でお申込みください。なお、履歴書には申込前3か月以内に撮影した顔写真を貼り付けてください。

6 問い合わせ先

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会 事務局

〒488-0074 尾張旭市新居町明才切57 TEL0561-54-4540 (担当 星原・安井)

勤 務 条 件 等

1 契約期間

採用の日から令和5年3月31日まで ※期間満了後の更新制度あり

※採用日が令和5年4月1日場合は、令和6年3月31日まで

2 就業場所

尾張旭市新居町明才切57番地（尾張旭市保健福祉センター内）

社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会

3 労働時間等

月曜日から金曜日の、午前8時30分から午後5時まで（60分間の休憩時間を除く。）の間に、相談に応じる。

4 休憩時間

正午から60分間

5 休日

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

6 休暇

年次有給休暇を付与する。（ただし、規則第21条第2項の規定にする日数とする。）

7 賃金等

(1) 単 価

1時間あたり1,310円

(2) 割増率等

ア 1日につき、7時間45分を超えたときの超過勤務時間は、25%増の単価

イ 休日の勤務時間は、35%増の単価

(3) 賞 与

原則として、年2回（6月、12月）支給

※ 基準日前6か月勤務した場合、賞与1回あたり約1.2月相当額を支給

(4) 支払方法

原則として、当月末締め翌月16日払い

8 退職に関する事項

(1) 65歳定年制

(2) 自己都合退職手続き（退職する日の30日前に届け出ること。）

(3) 解雇の事由及び手続き（規則第8条、第9条）

(4) 退職金は不支給

9 その他

(1) 雇用保険加入（週20時間以上勤務）

(2) 健康保険・厚生年金保険加入（概ね週29時間以上勤務）